

一般社団法人山形県病院薬剤師会 旅費細則

(目的)

第1条 この細則は、『一般社団法人山形県病院薬剤師会旅費規程』(以下、規程)に基づき旅費の支給を円滑に行うため、運用に関する手順および取り扱いについて定める。

(旅費の支給の対象)

第2条 役員等の出張には、次の各号に規定する内容を含む。ただし、集合形式に限る。

(1) 定款および定款細則に挙げる組織の会合

理事会、常務理事会、会務執行部、委員会、部会、検討会等

(2) 集合研修会の受付業務（入退室管理等を含む認定研修要件の確認を想定）

(県内出張旅費の交通費の計算)

第3条 県内出張旅費の交通費の計算にあたっては、次の各号に規定する基準に則して事務局が算出する。

(1) NAVITIME (<https://www.navitime.co.jp>) で自動車を選択し、出発地と目的地を入力する。

(2) 無料優先で、距離が80km未満の場合には当該表示距離を採用する。

(3) 無料優先で、距離が80km以上の場合には、有料優先を選択し、当該表示距離と有料道路料金を採用する。ただし、使用する有料優先の経路は、当該区間の移動として一般的に利用される経路の範囲内であること。

(4) 距離計算にあたっては、2号および3号にあげる表示の小数点以下を切り捨てて取り扱う。

(旅費計算の除外)

第4条 第2条にあげる出張が同日に生じた場合、交通費は経由ルートを考慮して算出し、日当と宿泊費は重複支給しない。

(委任)

第5条 この細則に定めのない事項は、会長が処理する。

(制定及び改廃)

第6条 この細則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人山形県病院薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

令和 4 年 10 月 27 日、一部改訂

《参考》県内旅費の交通費計算の例

(1) 交通費の一般式（計算に使用するソフトウェア：NAVITIME、Excel）

往復交通費（円）

$$\text{ROUNDUP}((A \times 2) \div 100, 0) \times 100 + \text{有料道路加算} \\ + \text{一律加算②}$$

$$A = \text{距離 (km)} \times \text{距離単価} + \text{一律加算①}$$

ただし、距離単価は30円、一律加算①は350円とする。

ガソリン150円/LITER 燃費10km/LITER \Rightarrow 距離単価15円/km

距離は、起点住所および終点住所をNAVITIMEに入力して得られた値

有料道路加算は、片道80km以上の場合に加算する。

一律加算②は、800円とする。

距離 (km)	金額 (円)
5	1700
10	1800
20	2100
30	2400
40	2700
50	3000
60	3300
70	3600
80	3900
90	4200
100	4500
110	4800
120	5100
130	5400
140	5700
150	6000
160	6300
170	6600
180	6900
190	7200
200	7500

旅費規程および細則運用に関するQ&A

Q. 0 1 距離単価15円の根拠を教えてください。

A. 0 1 ガソリンの小売価格を1リットルあたり150円、自動車の燃費を1リットルあたり10kmと設定した場合、1kmあたりの単価を意味します。最近、低燃費車も普及してきていることから単価を設定しております。

Q. 0 2 交通手段で自動車を使用しない場合も同じ計算ですか。

A. 0 2 はい。そのとおりです。山形県内の場合、公共交通機関の整備が十分ではなく、ほとんどの移動手段が自動車となっていることから、標準算出方法を自動車による移動を前提としております。事務処理負担の軽減の意味からも、算出基準を同一にして計算します。

Q. 0 3 同乗して移動した場合の計算はどうなりますか。

A. 0 3 規程では、同乗して移動した場合の計算除外規定を設けておりませんので、その場合でも支給することになります。ただし、その場合の一切のトラブルは当事者で責任を負っていただきます。なお、同乗して移動することを前提とした規定ではありませんので、その点十分ご留意のほどお願いいたします。

Q. 0 4 役員等の個人の住所を事務局にあらかじめ知らせておく必要がありますか。

A. 0 4 はい。そのとおりです。旅費の計算上必要になります。

Q. 0 5 平日と平日以外で交通費計算上、起点となる住所を変える必要性を教えてください。

A. 0 5 勤務先と自宅の距離が離れている場合、実際の移動距離と差が生じるため、より実態の起点に近いと判断される住所を事務的に採用します。

Q. 0 6 有料道路加算を80km以上に設定した理由を教えてください。

A. 0 6 費用対効果を考慮した場合、有料道路を利用する妥当性が高いと判断される分岐点として80kmを設定しました。80km未満の距離では、必要な費用に対し時間短縮効果がそれほど大きくなないことから、加算を設定する根拠に乏しいと考えます。

Q. 0 7 集合研修会の受付業務に旅費を適用するのはなぜですか。

A. 0 7 集合研修会の受付業務のうち、主に入退室管理等を含む認定研修要件の確認等について、共催するメーカーの職員が行うことは、無償の労務提供にあたり、コンプライアンス上問題が生じます。よって、集合研修会では、必ず会員が受付業務に着く必要があります。言い換えれば、集合研修を開催する場合には、当該研修会ごとに

あらかじめ受付担当の会員を決めておく必要があります。これは、重要な任務であることから旅費支給の対象としました。なお、任務とはいえ偏った人に役割が集中しないような工夫や配慮は、継続的な会の運営上必要なことと言えます。

Q. 08 有料道路加算の適用で、ETC休日割引は計算上考慮しないのですか。

A. 08 はい。考慮しません。全車両がETCを搭載しているとは限らないのが一番の理由ですが、事務手続き上も簡便に処理するために考慮しません。

Q. 09 委員会の開催後、研修会の開催を同日に予定しています。その場合、旅費の計算はどうなりますか。

A. 09 考え方として別の行事ですので、委員会についての旅費は規程に則り、全額支給します。なお、同日に開催するという理由で、委員会の内容が薄いものにならないよう開催責任者は十分配慮してください。

Q. 10 有料駐車場料金代はどうなりますか。

A. 10 一律加算②で考慮しておりますので、有料駐車場代は別途支給はございません。